

人権視察研修 実施報告

橋北地区社会福祉協議会
人権推進部 福森 辰明

去る12月11日(日)、人権推進部主催・人権視察研修を実施いたしました。
本年度、人権推進部は、「障害者差別解消法」スタートを機に、主に障害者の人権についてスポットを当て部会を実施してきました。これまで、①東日本大震災に被災された障害者の体験談DVD『生命のこ^{いのち}とづけ～死亡率2倍 障害のある人たちの3.11～』鑑賞とグループディスカッション(以下GD)。②DVD『目の不自由な人と出会ったら』『車いすの人に出会ったら』鑑賞とGD。③「ごちやまぜコミュニティ=佛子園」の紹介ビデオ鑑賞とGD。と様々な角度から障害のある方々との関係について学ぶことができました。そして今回、日本最大規模の健康・福祉・介護関連の展示場『ATC エイジレスセンター』を見学してきました。車いすの最新機器の体験、車いすで段差のある道を移動する体験、階段を上り降りするドイツ製の車いす機器、便利なトイレ、介護が楽になるお風呂機器、アニマルセラピー用のロボットなどなど。他にもたくさんのアイディアグッズも展示しており、皆さん興味深く、熱心にスタッフの方のお話に耳を傾けていました。



また、行き帰りのバスの中では、ユニバーサルデザインに係わる様々なマークについての学習クイズや、『障害のある人とのふれあいと人権』『老いと生きる』『ボクとガク～あの夏のものがたり～』の3本のDVD鑑賞と、一日を通して“人権”について学習してまいりました。

当初40名を想定した研修でしたが、参加希望者が多く、結果52名の方に参加いただき、天候にも恵まれ、終始、笑い声に満ちた視察研修となりました。



ここからは、車中で実施したクイズ学習の一部をご紹介します。

Q. このマークをご存知ですか？



解説を裏面に掲載いたします。

① 高齢運転者マーク



自動車の運転免許を受けた人で、70歳以上の人が自動車に添付するように努めることになっています。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。(警察庁(道路交通法))

② 身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。(内閣府「障害者に関するマークについて」より)

③ 聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。(内閣府「障害者に関するマークについて」より)

④ 耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。(内閣府「障害者に関するマークについて」より)

⑤ ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。(内閣府「障害者に関するマークについて」より)

私たち人権推進部では『十人十色の笑顔輝くまちづくりをめざして。』をテーマとし、私たちの暮らす橋北地区が、お互いを認め合い、助け合い、高齢者や子供たち、障害のある方々とわけへだてなくふれあえる、温かい地域をめざして、ゆっくりと活動しております。来年度の活動に向け、様々検討中ですが、『こんな催しをしてほしいな。』『子供たちと高齢者のふれあえるイベントがいいな。』など、いろいろなご意見やご希望がございましたら、お気軽に仰ってください。